

## 境夢みなとターミナル管理規程

## (目的)

第1条 この規程は、境夢みなとターミナル（以下「ターミナル施設」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (施設の範囲)

第2条 この規程におけるターミナル施設とは、令和元年境港管理組合告示第7号で示した区域内のターミナル、C I Qエリア、待合エリア、事務・会議スペース、O Aフロアスペース、展望デッキ、歓迎イベント物販ブースエリア、駐車場及びこれらの付帯施設で、指定管理者が管理するものをいう。

## (開館時間)

第3条 ターミナル施設の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更することができる。

2 指定管理者は、前項ただし書の規定により開館時間を変更するときは、あらかじめその旨をターミナル施設で掲示、境夢みなとターミナルのホームページで公示等しなければならない。

## (休館日)

第4条 ターミナル施設の休館日は、毎週水曜日とする。ただし、水曜日にクルーズ客船の寄港等がある場合は他の日に振り替える。

2 指定管理者は、客船寄港時など特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、休館日に開館し、又は臨時に閉館することができる。

3 前条第2項の規定は、前項の規定により休館日に開館し、又は臨時に閉館する場合に準用する。

## (利用の許可)

第5条 ターミナル施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

2 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) ターミナル施設の設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 港湾施設の能力に照らして適切でないものであるとき。

(4) 港湾の機能を妨げ、又は低下させるおそれがあるものであるとき。

(5) 爆発物その他取扱上危険を伴う物件を携帯し、又は運搬するものであるとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(7) 上記の場合のほか、ターミナル施設の管理上支障があるものとして、境港港湾施設条例施行規則（昭和45年港湾管理委員会規則第4号）で定める場合に該当するとき。

3 指定管理者は、ターミナル施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

## (利用の申込み)

第6条 ターミナル施設を利用しようとする者は、利用しようとする日（当該利用が2日以上にわたる場合は、その初日）の6月前から1週間前までに、様式第1号により指定管理者に申し込まなければならない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(利用許可の通知)

第7条 指定管理者は、申込みがあった日から3日以内に審査し、ターミナル施設の利用の許可をしたときは、様式第2号により通知するものとする。ただし、指定管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(利用許可の変更)

第8条 ターミナル施設の利用許可を受けた者（以下「利用許可者」という。）は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、様式第3号により指定管理者に申し込み、その許可を受けなければならない。

(利用の辞退の届出)

第9条 利用許可者は、ターミナル施設の利用を廃止しようとするときは、あらかじめ口頭又は書面（様式第4号）により指定管理者に届け出なければならない。この場合、既に徴収した使用料は還付しないものとする。ただし、利用許可者の責めに帰さない理由による場合は、この限りでない

(行為の制限等)

第10条 ターミナル施設において、次のいずれかに該当する行為を行う者に対して、管理施設の利用を拒み、又は管理施設からの退去を命ずることができる。

- (1) ターミナル施設の設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食すること。
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 指定管理者の許可を受けずに管理施設の展示物等を模写し、又は撮影すること。
- (5) 土石等の物件をたい積し、又は廃棄物等を放置すること。
- (6) ターミナル施設に居住すること。
- (7) 上記に掲げるもののほか、ターミナル施設の機能に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(施設設備のき損等の届出)

第11条 ターミナル施設を利用する者は、ターミナル施設の施設設備又は展示物をき損し、又は汚損したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(利用の終了の届出)

第12条 利用許可者は、利用を終了したときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出て、その点検を受けなければならない。

(利用料金)

第13条 ターミナル施設の利用料金については、別表に定めるものとする。

(利用料金の徴収と返還の方法)

第14条 利用料金の徴収及び返還の方法は、利用当日までの振込又は現金での授受とする。

(利用料金の減免)

第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、利用料金を減免することができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用又は公共用に供するため、ターミナル施設を使用するとき。
- (2) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、ターミナル施設を利用するとき。
- (3) 公益上の理由その他特別の事由があるとして指定管理者が認めるとき。

2 前項の規定により利用料金の減免を受けようとする者は、様式第5号による申請書を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が別に定める場合は、この限りでない。

(利用に伴う費用負担)

第 16 条 事務室等の利用許可者は、施設利用に伴う光熱水費・機械警備費その他必要な経費について、指定管理者の請求に基づき負担するものとする。

- 2 機械警備の費用については、ターミナル施設の利用面積に応じて負担するものとする。
- 3 第 1 項及び第 2 項の費用負担内容について明確にするために、利用許可時に指定管理者と事務室等の利用許可者の間で、様式第 6 号に基づき覚書を締結するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、別途契約書等書面により指定管理者と事務室等の利用許可者の間で、費用負担を定めている場合には、覚書を省略することができる。

(鍵の貸し出し等)

第 17 条 利用許可者について、その利用に伴い鍵の貸し出しを必要とする申し出があった場合は、指定管理者において必要性を審査のうえ貸し出しを行う。ただし、SOLAS 制限区域の鍵の貸し出しについては、別途定めるものとする。

- 2 指定管理者は、前項により貸し出しをする場合は、鍵の受渡時に利用許可者が定める鍵の管理責任者より、様式第 7 号により受領書を受領する。
- 3 前項により、鍵を借り受けた利用許可者（以下「借受者」という。）は、鍵の管理責任者のもと、借り受けた鍵の適正な使用、保管を行うものとする。
- 4 借受者は、鍵の複製及び第三者に転貸してはならない。
- 5 借受者は、鍵を紛失・毀損（錠も含む。）した場合は、直ちに指定管理者に報告し、そのことにより生じた鍵・錠等の交換に係る費用は、全て借受者の負担とする。
- 6 借受者のうち、指定管理者において機械警備のセット及び解除の必要性を認めた者は、鍵とともに機械警備の IC カードを貸し出すものとする。
- 7 前項の貸し出しにおいては、第 3 項から第 5 項までの規定を準用する。

(措置命令)

第 18 条 指定管理者は、ターミナル施設の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、ターミナル施設を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第 19 条 指定管理者は、利用許可者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この規程又はこの規程に基づく処分に違反したとき。
- (2) 前条の命令に従わないとき。
- (3) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。
- (4) 利用許可の条件に違反したとき。
- (5) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (6) 指定管理者が指定する期日までに利用料金を納付しないとき
- (7) 前各号に掲げるもののほか、ターミナル施設の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき

(広告物等取扱)

第 20 条 ターミナル施設に広告物等を設置しようとする者は、境夢みなどターミナル広告物等取扱規程に基づき、様式第 8 号により指定管理者へ申請をしなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により申請があったときは、境夢みなどターミナル広告物取扱規程第 3 の規定に基づき許可することができる。

(雑則)

第 21 条 この規程に定めるもののほか、ターミナル施設の管理に関し必要な事項は、指定管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表

## 利用料金

港湾施設の種類	使用区分		利用料金の算定区分	利用料金	
				単位	金額
旅客上屋	事務室		1 平方メートル	1 月につき	1,965 円
	展望デッキ		1 平方メートル	1 時間につき	2.7 円
				1 日につき	65 円
	屋内床面	一般使用	1 平方メートル	1 日につき	70 円
		専用使用		1 月につき	2,111 円
	屋内壁面	一般使用	1 平方メートル	1 日につき	35 円
		専用使用		1 月につき	1,056 円
会議室		1 室	1 時間につき	720 円	
その他の施設			1 平方メートル	1 日につき	3 円

## 備考

- 1 料金の算定に当たり、1 月未満、1 日未満、1 時間未満又は1 平方メートル未満の端数は、それぞれ1 月、1 日、1 時間又は1 平方メートルとして計算するものとする。
- 2 利用料金の額が100 円未満となるときは、100 円とする。
- 3 一般使用とは使用期間が1 月未満のものをいい、専用使用とは使用期間が1 月以上のものをいう。
- 4 屋内壁面の使用が営利目的の場合は、当該施設に係る使用料の10 倍の金額の利用料金を徴収する。

様式第1号（第6条関係）

## 境夢みなとターミナル施設利用許可申請書

年 月 日

K S F 共同企業体  
境夢みなとターミナル館長 様

申請者  
住所  
氏名

境夢みなとターミナル施設を利用したいので、次のとおり申請します。

利 用 場 所	
利 用 目 的	
利 用 面 積	
利 用 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
※ 利 用 料	

- 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。  
2 利用面積を証するものとして、平面図及び求積図を添付すること。

様式第2号（第7条関係）

第 年 月 日 号

住所  
氏名 様  
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

K S F 共同企業体  
境夢みなとターミナル館長 印

境夢みなとターミナル施設の利用許可について（通知）

年 月 日付で申請のあったこのことについては、次のとおり許可します。

利 用 場 所	
利 用 目 的	
利 用 面 積	
利 用 期 間	年 月 日 ( ) 時 分 から 年 月 日 ( ) 時 分まで
利 用 料	

備考 利用料の納付方法は、別途発行する納入通知書による。

境夢みなとターミナル施設利用許可変更申請書

年 月 日

K S F 共同企業体  
境夢みなとターミナル館長 様

申請者  
住所  
氏名

境夢みなとターミナル施設の利用を変更したいので、次のとおり申請します。

許可通知の年月日及び番号	年 月 日 第 号		
許可場所			
許可目的			
許可面積			
許可期間	年 月 日（ ） 時 分 から 年 月 日（ ） 時 分まで		
変更内容	変更事項	変更前	変更後
変更理由			
※ 利用料			

- 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。  
2 利用面積を変更する場合は、平面図及び求積図を添付すること。

様式第4号（第9条関係）

## 境夢みなとターミナル施設利用廃止届

年 月 日

K S F 共同企業体

境夢みなとターミナル館長 様

申請者

住所

氏名

境夢みなとターミナル施設の利用を廃止したいので、次のとおり届け出ます。

許可通知の年月日及び番号	年 月 日 第 号
許可場所	
許可目的	
許可面積	
許可期間	年 月 日（ ） 時 分から 年 月 日（ ） 時 分まで
利用廃止年月日	
利用廃止理由	



様式第5号（第15条関係）

## 境夢みなとターミナル利用料金減免申請書

年 月 日

K S F 共同企業体  
境夢みなとターミナル館長 様

申請者  
住所  
氏名

次のとおり境夢みなとターミナルの利用料金を減免して下さるよう申請します。

利 用 場 所	
利 用 目 的	
利 用 面 積	
利 用 期 間	年 月 日 ( ) 時 分から 年 月 日 ( ) 時 分まで
減免を必要とする理由	

様式第6号（第16条関係）

## 覚書

K S F 共同企業体（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、境夢みなとターミナル（以下「ターミナル施設」という。）の利用に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1条 乙は、業務上必要になるターミナル施設内の照明・空調・トイレ等の既設設備及びそれに付随する電気・水道等について、利用許可を受けた区域（以下「許可区域」という。）及び共用区域ともに、必要な範囲において利用することができる。

第2条 乙は、許可区域に係る電気料金・水道料金及びターミナル施設の機械警備の費用について、甲の請求に基づき負担するものとする。

第3条 電気料金・水道料金の負担額については、許可区域に設置のメーターを検針して算定するものとする。

第4条 機械警備の費用の負担額については、ターミナル施設全体に要した費用から、全体の延床面積（3,799 m<sup>2</sup>）を除いた金額に、許可区域の面積を乗じて算定するものとする。

第5条 その他本覚書に定めのない経費の費用負担においては、甲乙協議して定めるものとする。

第6条 この覚書の期間は、乙の利用許可期間をもって終了するものとするが、乙が利用許可の更新を行った場合においては、その期間まで更新するものとする。

この覚書の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 K S F 共同企業体

乙

様式第7号（第17条関係）

## 鍵受領書

グループ	主な開錠場所	位置	貸出キー

K S F 共同企業体  
境夢みなとターミナル館長 様

年 月 日

上記の鍵を受領しました。  
受領した鍵については、「境夢みなとターミナル管理規程」を順守し、適正に使用します。

住所

氏名

## 境夢みなとターミナル広告物掲示許可申請書

年 月 日

K S F 共同企業体

境夢みなとターミナル館長 様

申請者

住所

氏名

下記広告物の掲示の許可をしてくださるよう境夢みなとターミナル広告物等取扱規程第2条の規定により申請します。

掲 示 目 的	
掲 示 内 容	
掲 示 場 所	
掲 示 面 積	
掲 示 期 間	年 月 日から 年 月 日 まで
※ 利 用 料	

- 備考 1 ※印の欄は記入しないこと。  
2 必要に応じて、図面、写真等を添付すること。